平成１９年（フ）第９７９８号
大阪府八尾市西木の本１丁目72番地の２　エスペランザ202号
破産者　乾　　一夫
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０６３号
大阪市北区長柄東１丁目５番さざなみプラザ第三第21号棟第402号室、開始決定時の住所大阪市北区長柄東２丁目４番12―606号
破産者　山本　武次
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８６２号
大阪市阿倍野区橋本町１番30―307号
破産者　西本　　徹
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６８号
大阪府八尾市亀井町２丁目７番２号、開始決定時の住所大阪府八尾市教興寺２丁目48番地の１
破産者　松山商店こと松山勝明こと　許　　勝明
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５７号
大阪府堺市中区大野芝町161番地36、開始決定時の住所大阪市東住吉区西今川３丁目28番９号
破産者　おしゃれの店ヨゴこと　余語　勇男
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９７号
大阪府高石市羽衣５丁目１番65―107号
破産者　小畠　喜雄
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５０２号
大阪府守口市八雲中町３―13―17　医療法人西浦会京阪病院、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見５丁目９番３―613号
破産者　加藤　文市
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３９０号
大阪府羽曳野市西浦６丁目442番地の４、旧事業所所在地大阪市中央区玉造２―16―４株式会社高嶋堂内
破産者　ヤタ産業こと　矢田　　功
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４７５号
堺市堺区熊野町西１丁２番22―603号
破産者　北之馬邦子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
兵庫県尼崎市西本町８丁目369　ドリームハイツ尼崎305号
破産者　本田　幸昌
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８７号
福岡県小郡市三沢47―９　太田芳子方
破産者　藤田　梅一
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７７７号
熊本市龍田１丁目23番96号
破産者　坂本　裕子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０６号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町170番地
破産者　中島シゲ子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２０年（フ）第２７号
青森県十和田市大字三本木字東小稲174番地275、開始決定時の住所青森県十和田市稲生町13番５号
破産者　三浦　　俊
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１号
青森県十和田市西二十一番町46番25号
破産者　下川原道士
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１１８号
東京都江戸川区東葛西７丁目28番15号　富士通葛西ハウス５、前住所福島県会津若松市南町２番35号　松本方
破産者　小林　　博
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成１９年（フ）第６０６号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目５番地９　サンアルカディア201、開始決定時の住所埼玉県春日部市上蛭田240番地５
破産者　田崎登司夫
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係